

居宅介護支援重要事項説明書 兼 居宅介護支援契約書

令和3年4月1日

1 サービスの相談窓口

電話番号	0838-56-0003
窓口担当者	森永 江里子

2 支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	あさひ居宅介護支援事業所
所在地	山口県萩市佐々並2494番地の1
事業者指定番号	第3578100103
サービス提供地域	萩市 佐々並・明木地区

3 事業所の職員体制

	氏名	常勤	非常勤	計	資格・業務内容
介護支援専門員	森永 江里子	1		1	看護師
介護支援専門員	白上 宏枝		1	1	社会福祉士

4 サービス提供の時間帯

平日	午前8時30分～午後17時30分
土曜日	午前8時30分～午後12時30分
営業しない日	日曜日・祝日・盆・年末年始

5 利用料金

要介護認定・要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担は、ありません。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により 支援事業者へ直接介護保険給付が支払われない場合があります。その場合利用者は法で定められた額の利用料を支払い、支援事業者は領収書を発行します。領収書を後日、福祉事務所の窓口へ提出しますと、保険給付分の払い戻しを受けられます。

6 交通費

佐々並・明木地区にお住まいの方は無料ですが他地域の方は交通費が必要となります。

7 キャンセル料

利用者はいつでも契約を解消することができ、一切料金はかかりません。

8 その他

要介護認定申請代行費、記録の複写費用などを頂くことがあります。

9 居宅介護支援事業の目的

介護支援専門員が要介護状態または要支援にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

10 医療法人 丘 病院 の運営方針

要介護者の心身の状況に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス、及び福祉サービスを利用できるように配慮し、要介護者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。
事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。

11 事故発生時の対応

当院の行う介護支援サービスの提供にあたって、事故が発生した場合はすみやかに、後見人家族・身元引受人等関係者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
当院は、東京海上火災の居宅介護事業者賠償責任保険に加入しています。

12 サービス内容に関する苦情の連絡先

あさひ居宅介護支援事業所	0838-56-0003	森永 江里子	
萩市介護保険課	0838-25-3131	国保連合会	083-925-2003

受け付けられた苦情は、インシデント・レポートで病院安全管理委員会に報告されます。

居宅介護支援重要事項説明書 兼 居宅介護支援契約書

13 支援事業者の概要

名称・法人種別	医療法人 丘 病院	
代表者名	理事長 丘 茂樹	
本社所在地・連絡先	山口市中河原町2番14号	083-925-1100

令和 年 月 日

居宅介護支援の開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

「支援事業者」

住所 山口県萩市佐々並2494番地1
 名称 あさひ居宅介護支援事業所
 代表者名 管理者 森永 江里子 印
 指定番号 第3578100103

「説明者」

所属 あさひ居宅介護支援事業所
 氏名 _____ 印

1、私は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であるとともに当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能であることとサービス利用割合等について（別紙）の説明及び本書面により支援事業者から居宅介護支援重要事項の説明を受けましたので、あさひ居宅介護支援事業所が居宅介護支援重要事項説明書に基づき提供する居宅介護支援について契約するとともに、下記個人情報の使用・提供に同意します。

- 2、下記の目的で利用者及びその家族の個人情報を使用・提供することに同意します。
- ・居宅サービス計画作成とその為のアセスメント実施
 - ・サービス担当者会議
 - ・地域ケア会議(利用者及びその家族、主治医、介護サービス事業者、民生委員、介護支援専門員等が参加して行う相談会)
 - ・事例検討会(萩市で開かれる研修会等、本人が特定されないよう個人情報を加工します。)
 - ・サービスに関わる各事業所・医師等(歯科医師、薬剤師も含む)への情報提供

3、ターミナルケアマネジメント加算について同意します。

「利用者」

住所 _____
 氏名 _____ 印

「利用者代理人（選任した場合）」

住所 _____
 続柄（ ） 氏名 _____ 印

利用者の方へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用票、居宅サービス報告書などは、利用者の介護に関する重要な書類なので、本書面と一緒に大切に保管して下さい。